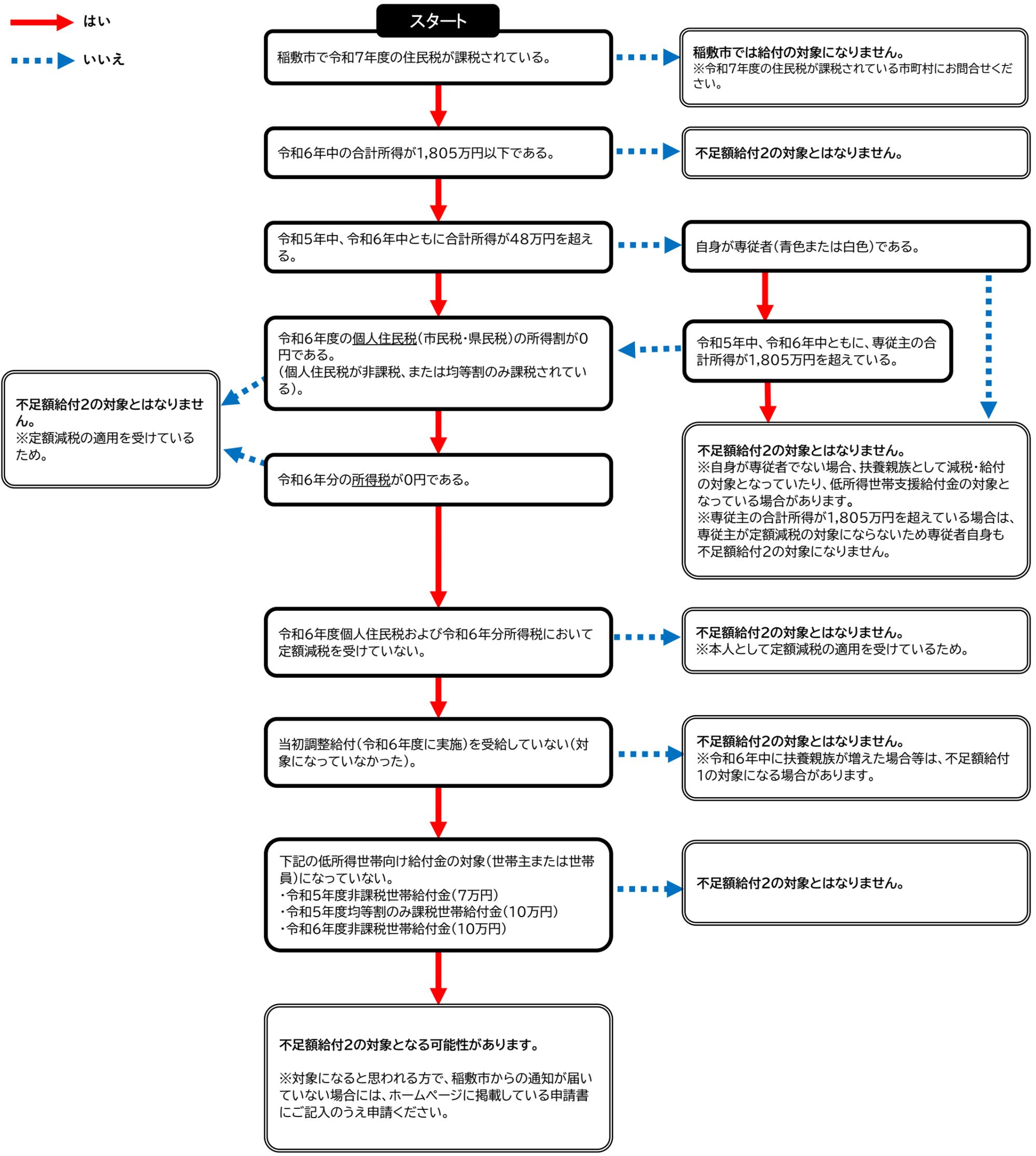


不足額給付2 支給要件確認フローチャート

→ はい
→ いいえ



不足額給付2の対象とはなりません。
※定額減税の適用を受けているため。

稲敷市では給付の対象になりません。
※令和7年度の住民税が課税されている市町村にお問合せください。

不足額給付2の対象とはなりません。

自身が専従者(青色または白色)である。

令和5年中、令和6年中ともに、専従主の合計所得が1,805万円を超えている。

不足額給付2の対象とはなりません。
※自身が専従者でない場合、扶養親族として減税・給付の対象となっていたり、低所得世帯支援給付金の対象となっている場合があります。
※専従主の合計所得が1,805万円を超えている場合は、専従主が定額減税の対象にならないため専従者自身も不足額給付2の対象になりません。

不足額給付2の対象とはなりません。
※本人として定額減税の適用を受けているため。

不足額給付2の対象とはなりません。
※令和6年中に扶養親族が増えた場合等は、不足額給付1の対象になる場合があります。

不足額給付2の対象とはなりません。

不足額給付2の対象となる可能性があります。
※対象になると思われる方で、稲敷市からの通知が届いていない場合には、ホームページに掲載している申請書にご記入のうえ申請ください。